

項目	要求水準
	<p>契約後に本市・動物園と協議の上、決定するものとする。</p> <p>イ) メインゲート園外部は、隣接する緑の広場に1,000人程度が滞留できる空間を確保すること。なお、ゲート付近に滞留する人数を考慮し、大屋根を設置する等、暑さ対策を講じること。また、入場前に各種情報を得られるよう、多様な掲示板等の情報発信機能を設けること。</p> <p>ウ) ゲート付近（園内側）には、来園者がイベント情報や観覧マナー等の情報を得られる空間を創出すること。また、その空間には、各種情報を発信する掲示板や、モニター（1か所、50インチ以上）を設置すること。詳細は、本市・動物園と協議すること。</p> <p>エ) メインゲートには、以下の各種機能を配置すること。なお、設置機器等については、既存設備等を参考に計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内所：券売窓口及び案内ブースと兼用（2窓口）し、ゲートに併設すること。 ・券売機：本市で3基調達するため、設置場所を確保すること ・園内案内ブース：1ブース設置すること。 ・園内案内ブース付近にベビーカーや大型スーツケース等の荷物預かり置き場を設置すること。 ・救護室／迷子保護対応室：カーテン等の仕切りにより、2空間構成可能なものとする。 ・1Fに物販店及びトイレ、2Fに会議室、スタッフ控室を設置すること。 <p> トイレ：男女、子ども用、バリアフリートイレを設置するものとする。便器数は現状以上とし、その他、授乳室、ベビーベッドを設置すること。</p> <p> 会議室：可動式仕切りにより2空間に仕切りが可能なものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫を確保すること。 ・コインロッカー：既存（大型12コ、小型40コ）を流用可とする。 ・ゲートの通信用に光回線（1回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF盤を設けること。 <p>オ) メインゲート北側には、別事業として動物園内外から出入りが可能な飲食施設を整備予定である。敷地範囲及び工事期間中の取り扱いについては、契約後に本市・動物園と協議の上、定めるものとする。その敷地として300㎡程度を確保した計画とし、動線や施設の使い方を想定し提案すること。</p> <p>カ) メインゲートには、市道長田楠日尾線から侵入できる幅員5m以上の管理車両用ゲートを設けること。</p> <p>キ) 電源は動物園内にある第1キュービクル（遊園地南側）より送ること。</p> <p>ク) 王子動物園の名板については、新調するものとし、来園者の期待感を高めるデザインとする。詳細については、契約後、本市と協議の上決定するものとする。</p>
(C) エントランス広場	<p>ア) メインゲートより動物園敷地側にエントランス広場（約3,700㎡程度を想定）を整備すること。</p>

項目	要求水準
	<p>イ) 集合・記念写真が撮影可能な空間（屋外／50人程度）として写真スポットを確保すること。</p> <p>ウ) テーブルやベンチ等の休憩施設について、避暑対策を講じた上で、適宜配置すること。異常高温対策として、主要な動線にはミスト等を配置すること。</p> <p>エ) 植栽の配置に合わせて適宜、（自動）灌水設備を整備すること。</p> <p>オ) 夜間照明を設置すること。公園内の園地と設えを合わせること。</p>
(D) 北ゲート	<p>ア) 動物科学資料館南側に出口専用及び再入場用の北ゲートを設置すること。一部シンボルプロムナードの西側植栽帯区域も活用することを可とする。</p> <p>イ) 北ゲートに設置するシステムは、メインゲートの券読取り機等のシステムと連動させるものとする。ただし、システム等の設置については別事業で行う。メインゲート・北ゲート間の通信線用の空配管は本事業にて設置すること。</p> <p>ウ) ゲートは、幅員2m×2レーン及び3mの予備通路を確保し、建築物とすること。なお、チケット読取りシステムは別事業による発注とし、幅20cm×奥行120cm×高さ90cm程度の機器設置を想定すること。詳細については本市・動物園と協議の上、決定するものとする。</p> <p>エ) 北ゲート棟の建屋に物販店、案内所を配置すること。案内所付近には、各種情報を発信するモニター（1か所、50インチ以上）を設置すること。詳細は、本市・動物園と協議すること。</p> <p>オ) 電源は動物園内にある第4キュービクル（動物科学資料館内）より送ること。</p> <p>カ) ゲートの通信用に光回線（1回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF盤を設けること。</p>
(E) 物販店	<p>ア) メインゲート、北ゲート物販店の内装はスケルトン渡しとする。ただし、空調設備・換気設備・照明設備・給排水設備は準備すること。</p> <p>イ) 飲み物等を販売出来るよう給水・排水設備を設けること。</p> <p>ウ) POS 端末等の通信回線用に光回線（1回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF盤を設けること。</p>

③ スタジアム

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) サッカー・アメリカンフットボールの公式試合及び大会が開催できるスタジアムを整備すること。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、また、北側から見た景観や環境に配慮し、建物の高さやデザイン等（視線の抜けや壁面の分節、外装材、壁面緑化、周辺の植樹、セットバック等）を計画すること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体安全性：Ⅱ類 ・建築非構造部材耐震安全性能：B類

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備の耐震：乙類 エ) ZEB Oriented 相当以上とする。 (BEI (再生可能エネルギーによる削減量を含めない) ≤ 0.6)
(B) 競技エリア	<p>ア) サッカー・アメリカンフットボールの公式試合及び大会を開催する。また、ラグビー・グラウンドゴルフ・ラクロス等の競技や陸上競技の練習に利用する。</p> <p>(想定している大会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー：中学生体育連盟の大会、県競技団体が実施する社会人を対象とした大会 ・アメリカンフットボール：社会人Xリーグ公式戦、関西学生アメリカンフットボール連盟公式戦 <p>イ) トラックとフィールドの舗装材は全天候舗装とし、走路は400m×4レーンとする。走路の幅員等、他の基準は第3種公認競技場の基準以上とするが、インフィールドについては人工芝とすること。芝生サイズは現在の王子スタジアムに準じて118m×76m以上とする。ただし、プレーに支障の無い範囲は一部トラックに掛かっても差し支えない。</p> <p>ウ) 以下の仕様は、日本陸上競技連盟「競技場に関する規定、細則」に準ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全天候型トラック：400m×4レーン（一部スタンド下部を通すことも可。1レーンの幅は1.220mとする。） ・跳躍競技用砂場：走り幅跳び及び三段跳びを想定 ・投てき用砂場：砲丸投げを想定 ・その他：走り高跳び、100m走、110mハードルを実施可能な施設とすること。 <p>エ) 陸上トラックは単心円とし、直走路は1辺80.0mとする。直走路を活用し100m走及び110mハードル走の走路を4レーン設けること。</p> <p>オ) トラック競技全般（100m、200m、300m、400m、800m、1500m、3000m、5000m、10000m）、ハードル競技全般（80m、100m、100m中学女子、110m、400m）、リレー競技全般（4×100m、4×200m、4×400m、1000mメドレーリレー）に対応できるよう、スタートやハードル等の位置に標識タイル・マーキングを入れること。</p> <p>カ) 走り幅跳び、三段跳びの助走路及び砂場ピットを1か所設置すること。</p> <p>キ) 走り幅跳び、三段跳びの踏切位置がわかるよう、砂場ピットから2m、9m、10m、11m、13mの位置に踏切板を設置すること。</p> <p>ク) 砲丸投げサークル、ピットを1か所設置すること。</p> <p>ケ) 走り高跳びの競技用スペースを設けること。</p> <p>コ) ロングパイル人工芝は、長さ60mm、肉厚350μm以上の製品で実績のあるもの、耐久試験において走行回数10万回以上の耐摩耗性能が確保できるもの、JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証が発行されたものとする。</p> <p>※上記の数値以下であっても、同等の製品以上の耐久性、プレー性能等を備える製品の提案は可とする。</p>

項目	要求水準
	<p>サ) 人工芝の保証は7年間とし、補修に関する確約書を提出すること。</p> <p>シ) 人工芝からマイクロプラスチックの発生・流出を抑制する措置を取るなど、環境に配慮するよう工夫すること。</p> <p>ス) サッカーコートは105m×68mとすること。</p> <p>セ) サッカー及びアメリカンフットボール用のラインを明示すること。</p> <p>ソ) アメリカンフットボール用ゴール及びラグビー用ゴールは兼用とし、競技ごとに抜き差しできるための基礎を設置すること。</p> <p>タ) サッカー用コーナーフラッグ及びラグビー用コーナーフラッグは、競技ごとに抜き差しして設置できるようにすること。</p> <p>チ) フィールドは凹凸が無く平坦で、水はけの良い計画とすること。</p> <p>ツ) 競技エリア付近に、日射を遮ることが可能なスペースを設けるなど、熱中症対策を講ずること。</p> <p>テ) 旗掲揚柱を3本設置すること。</p> <p>ト) スパイク洗浄用の設備の他、清掃用流し、利用者の利便性を考慮して、給水設備を設置すること。</p>
(C) 配置計画	<p>ア) 全ての競技者、運営関係者が安全かつ円滑に移動できるようにすること。</p> <p>イ) 一般観客入口とは別に、選手や役員など関係者用入口を設けること。</p> <p>ウ) 競技用器具等の搬送、清掃・メンテナンスを円滑に行うことができるように計画すること。</p> <p>エ) 想定する施設利用、各種イベント開催時及び準備期間に災害が発生した場合に、競技エリア上及び施設内の全ての利用者が施設外へ安全かつ円滑に避難できるように計画すること。</p> <p>オ) 入退場時の観客の往来が円滑になるように、最大収容人員に応じた滞留空間と動線空間を確保した計画とすること。また、災害時の観客の避難並びに、消防及び救援活動に支障が無いように計画すること。</p> <p>カ) 適切な日照、通風等を確保するとともに、周辺地区に日照障害、風害、砂塵、騒音、光害等による悪影響を及ぼさないように計画すること。</p> <p>キ) 競技環境及び観戦環境に適した配置及び屋根形状を計画すること。</p>
(D) 動線計画	<p>ア) 観客、競技者、メディア及び施設管理者等、様々な利用者の動線の分離と機能性に配慮した計画とすること。各機能については、本書及び付属資料11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) イベント時の入場待機列やトイレへの行列を考慮し、それらと各種動線が交差しないように計画すること。</p> <p>ウ) イベント時に運営関係者が各スタンドにおいて円滑に移動できるように、通路、階段、エレベーター等を適切に計画し、利便性に配慮すること。</p> <p>エ) 敷地内に乗り入れる車両の動線と人の動線に注意し、歩車分離を原則として、車、歩行者相互の安全を確保する。また、災害時の緊急車両乗り入れに配慮した進入路を確保すること。特にスタジアム東側から競技エリアへの緊急車両の進入路を確保すること。</p>

項目	要求水準
	<p>オ) 器具庫への道具・機材搬出入ルート、ごみ収集車用ルート等を適切に確保すること。</p> <p>カ) 関係者用駐車場は、想定利用者である競技者、メディア等の利便性に配慮して適切な位置に計画すること。また、防犯や管理のし易さにも配慮すること。</p> <p>キ) 屋内外を問わず、必要な設備メンテナンス経路を確保すること。</p> <p>ク) イベント時の設営及びメンテナンスの為に、スタンド最上段及び屋根架構への搬出入経路を確保すること。</p> <p>ケ) 入退場時やイベント休憩時、避難時などに、混雑する時間帯においても安全で円滑な移動が出来るように、流動シミュレーション等を活用して、通路や出入口、滞留スペース等を適切に計画すること。</p> <p>コ) 市民の日常にも利用できる一般開放の時間帯を設定するため、その際の競技エリアへの入退場の経路を確保すること。</p>
(E) 観覧関連施設	<p>ア) 観客席は、現在のスタジアムと同規模の3,000席（南側をメインスタンドとして2000席以上2500席以下、北側のスタンドは500席以上1000席以下）を整備すること。</p> <p>イ) 将来の席数拡張案についても提案すること。</p> <p>ウ) 車いす使用者用座席は座席数の0.5%以上を南北に分散して設けること。（バリアフリー法に準拠すること）</p> <p>エ) 屋根・壁・吸音材による防音対策を実施すること。</p>
(F) 競技関連諸室	<p>ア) 全ての競技者及び関係者が競技に集中できて、安全で快適な競技に関係する機能を整備すること。</p> <p>イ) チーム用更衣室は80㎡程度を4室確保すること。1室あたり、65㎡程度の更衣スペースの他、シャワースペース4か所、トイレを設けること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>ウ) サブ更衣室は2室確保し、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>エ) チーム事務所を計3室確保すること。</p> <p>オ) 来賓室や会議室等にも使用できる多目的室を1室確保すること。</p> <p>カ) 審判室を客席後方、フィールドが一望できる位置に確保すること。</p> <p>キ) 審判員更衣室として1室確保すること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>ク) スポッター室として客席後方、フィールドが一望できる位置に計2室確保すること</p> <p>ケ) 運営本部室は、室内からフィールドが確認でき、かつ、フィールドへの出入口に近い位置に配置すること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>コ) 記録室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>サ) 場内放送室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>シ) 倉庫を確保し、付属資料10「什器・備品リスト」の【スタジアム】に記載している備品を収納できるものとする。</p>
(G) 管理・運営関連諸室	<p>ア) 安全かつ円滑な大会運営が可能な、大会運営に関連した場内放送や記録等の必要機能を整備すること。</p>

項目	要求水準
	<p>イ) 陸上競技場の機能を維持し、必要な性能を十分に発揮するために必要な保守・メンテナンス、備品管理等の管理機能を、効率的で経済的な計画により整備すること。</p> <p>ウ) 観客、競技者、運営関係者等の全ての利用者にとって、十分な安全性が確保され、安心して利用できる為の防災警備機能を整備すること。</p> <p>エ) 管理事務所を入口付近に設置すること。</p> <p>オ) 医務室を確保すること。</p> <p>カ) 備蓄倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市災害時物資供給マニュアル」に示す現物備蓄物資を保存する倉庫を1階に設置すること。 ・外部に面して出入口を設置すること。 <p>キ) 保管倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階に配置する室を「神戸市災害時物資供給マニュアル」に示す一時保管倉庫としても使用できるように計画すること。 (50 m²程度)
(H) メディア 関連諸室	<p>ア) 実況放送室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>イ) 記者室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>ウ) 開催する競技に応じた多様なメディア関係者等が安全かつ円滑に活動、情報発信する機能を整備する。電源を多数設けること。</p> <p>エ) メディア、競技団体が利用可能なネットワーク回線をする事。</p> <p>オ) セキュリティに配慮し、施設運営・観客等でネットワーク構成機器を共用することの無いように区分すること。</p> <p>カ) 全ての利用者が快適なネットワーク環境を利用可能な高密度Wi-Fi設備（機器は運営事業者により設置）のための空配管を整備すること。</p>
(I) 仕上げ計画	<p>ア) スタンド段床下の室内に漏水しないように、適切な防水処理を施すこと。</p> <p>イ) 座席は、耐久性に優れた素材等を採用し、故障や破損時に容易に交換可能なものとする事。また、段床に固定すること。</p>
(J) サイン計画	<p>ア) 全てのエントランス付近には、ゲート番号及び総合案内板を設けること。</p> <p>イ) 全ての諸室の入口には、室名板を設けること。開催内容で室名が異なる諸室については、切替え表示を可能とすること。また、イベントに応じて用途や使用者の表示が必要な室については、それらを表示する機能を備えること。</p> <p>ウ) 各階の階段及び昇降機の出入口付近には、階数表示及びフロア案内板を設けること。</p> <p>エ) エレベーターのカゴ内には、各階の構成が分かるサイン表示を設け、表示内容の変更にも対応できるように計画すること。</p> <p>オ) 駐車場の案内サイン及び誘導サインは、利用者が正確に認識し、円滑に移動できるように、適切な位置・大きさ・方法により表示すること。</p>

項目	要求水準
(K) 電気設備	<p>ア) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>イ) 変電設備は屋内閉鎖式（屋内キュービクル）とし、保守、増設スペース等を確保すること</p> <p>ウ) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>エ) オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること</p> <p>オ) 保安用コンセントは、保安用発電設備の電源回路とし、停電時に保安用発電設備から電源が供給されるよう計画する。保安用発電設備の負荷は、災害時の停電対応にあたっては、帰宅困難者を受け入れるための会議室等のコンセント並びに全体の5割程度のトイレで使用する電力とする。</p> <p>カ) 倉庫内に業務用製氷機（3φ200V）を設置すること。</p> <p>キ) 災害時用自家発電機を設けること。保安用負荷を10時間稼働できることとする。</p> <p>ク) 電話は各室に内線電話を設置し内線・外線通話が出来るようにすること。</p>
(L) 照明設備	<p>ア) 管理事務所にて、競技場の全ての照明を一括管理可能なシステムとすること。コンコース、観客席、トイレ（観客席）等においては、一括点灯・消灯及びタイマーによるスケジュール制御を行う為の照明制御設備を整備する。開催競技に応じた照明の切り替えが容易にできること。</p> <p>イ) フィールド用照明を除く高所等に設置する器具は、自動昇降機能等によりメンテナンス性と更新性に配慮すること。</p>
(M) 競技用照明設備	<p>ア) 夜間利用を想定した照明設備を整備すること。</p> <p>イ) 周辺環境への光漏れについては、「光害対策ガイドライン」を参考に配慮し、フィールド内だけを集中して照らせる指向性に優れた機器の導入や配置とすること。</p> <p>ウ) 照明点灯時のトラック及びフィールド内の平均照度は300lx以上とすること。</p> <p>エ) 競技者及び観客の視環境に配慮して計画すること。</p> <p>オ) 基準照度はJISZ9127:2020 スポーツ照明基準を満たすこと。ただし、「5.1 テレビジョン撮影の要件」は除くものとする。 「5.2 特定の運動競技の照明要件」は、フィールド内においては表5の「サッカー―屋外―運動競技の区分Ⅱ」、トラックをはじめとする陸上競技の競技エリアにおいては表6の「運動競技・陸上競技―屋外―運動競技の区分Ⅱ」を満たすものとする。</p> <p>カ) 競技用照明器具は、LED照明器具とし、色温度5,600K以上とすること。</p> <p>キ) 利用実態を踏まえ、競技エリアの照度は最低4段階で点灯可能とし、パターン制御できるように整備すること。</p> <p>ク) 基本設計及び実施設計時において、競技用照明器具を選定後に照明シミュレーションにより性能検証を行うこと。また、競技用照明器具の施工後に実測による確認の上、上記の基準に適合するように調整を行うこと。</p>

項目	要求水準
(N) 情報表示設備	<p>ア) 情報表示設備として、デジタルサイネージを設置できるよう配線ルートを整備すること。</p> <p>イ) 競技エリア及び各観客席から時刻が確認できるように、時計を適切な位置・サイズ・表示方式・台数にて計画すること。</p> <p>ウ) 親子時計として、親時計は管理事務所内に設置し、各諸室には子時計を設置して、誤差を自動的に修正できるようにすること。</p>
(O) 競技用放送設備	<p>ア) 非常放送兼用とし、消防法に準じて計画すること。</p> <p>イ) 放送エリア区分は、利用ゾーンに応じて設定すること。</p> <p>ウ) 必要箇所にはローカル映像音響設備を計画し、カットリレーを設けること。</p> <p>エ) 音響設備は周辺環境に配慮し、発生する音が兵庫県条例に定める騒音の規制基準、公園敷地境界で昼間 55dB を遵守できるように計画すること。なお、現在の競技場騒音測定結果（参考資料 3 「既存スタジアム騒音調査測定結果」）より観客席での発生騒音および設置する音響機器を想定し規制値(55dB/La5)を遵守すること。</p> <p>オ) 基本設計時、実施設計時及び施工時の設置前に、適時音響シミュレーションによる性能検証を行うこと。施工後には実測により性能確認すること。</p> <p>カ) 競技用放送設備と一般放送設備は、一体の設備として計画することを可とする。</p> <p>キ) 競技用放送設備は、各諸室にて音量調整できるようにすること。非常放送時には、スタジアム用音響の音声を自動的に遮断し、各諸室の音量調整に関わらず、確実に聞こえるように計画すること。</p> <p>ク) 観客席用放送設備のスピーカーは、指向性制御されたスピーカーとし、スタンド全体をカバーするように計画すること。</p> <p>ケ) 観客席用放送設備の音声伝送性能については、IEC 60268-12:2020 に基づく STI 評価で 0.45 以上となること。</p> <p>コ) 場内全体で、音のズレやムラ等が無いように計画すること。</p> <p>サ) 放送装置の本体設備は場内放送室に設置し、全体のスピーカーを個別に制御可能な計画とすること。</p> <p>シ) 競技エリア内は可搬式の仮設用自立式スピーカーが場内で容易に使用できるようにすること。</p> <p>ス) 調整室から競技エリアへの仮設音響への対応として、アナログマルチコネクタ (24 センド程度)、デジタル (RJ-45) 配線をそれぞれ 1 回線以上用意すること。また、併せて競技エリアにコンセント回路を 4 回路以上用意すること。</p> <p>セ) 各室には必要に応じてアッテネーターを計画し、音量を変えられるようにすること。</p>
(P) 電光掲示板	<p>ア) 大会利用を想定し、電光掲示板を設置すること。</p> <p>イ) アメリカンフットボール・サッカー等の試合時間・得点を表示することができるものとする。</p> <p>ウ) アメリカンフットボール・サッカー等のチーム・得点・試合時間等を表示できるものとし、スタジアム客席から文字等が目視で読み取り可能なものとする。</p> <p>エ) 全ての観客が表示を視認できて、文字が読みやすくなるように、</p>

項目	要求水準
	<p>適切な位置・画面寸法・表示方法により設置すること。電光掲示板のサイズは縦4.6m×横8.4m程度とすること。</p> <p>オ) 災害時に避難誘導する為に、火災報知設備と連動した避難誘導表示が行えるようにすること。</p> <p>カ) 効率的なメンテナンスや更新性に配慮すること。</p>
(Q) 自動火災報知設備	<p>ア) 自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できる方式とすること。感知器が発報の際には、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。また、非常放送と連動し、非常放送により警報を発すると同時にスタジアム内の映像装置に発報の信号を発信すること。</p>
(R) 警備関連設備	<p>ア) 機械警備設備の設置にあたっては、管理事務所に一元管理（警備状況の監視及び入切）を行い、管理事務所に確認できる計画とすること。</p> <p>イ) 外部及び内部（観覧席を含む）の場内各所の状況把握の為に、各出入口、スタジアム外周部、建物の死角となる部分など、効率的に監視カメラを設置し、利用者の安全に配慮して計画すること。また、管理事務所に一元管理（監視及びカメラのコントロール）を行い、管理事務所及び運営本部室にてモニター等で確認できる計画とすること。これらの画像を録画できる計画とし、データの保存は2週間以上とすること。</p> <p>ウ) 管理事務所に、監視カメラのモニター、インターホンの親機等の総合複合盤を全て設置すること。</p> <p>エ) 非常通報装置を管理事務所に設置すること。</p> <p>オ) セキュリティ計画に基づいて、各利用者のエリアを区分し、セキュリティ機器の配置を想定して配線ルートを整備すること。</p> <p>カ) 入場ゲートは、チケット確認ゲートの設置位置を想定して計画すること。ゲートは4レーンとし、内1レーンは車いすでの通行に対応したものとすること。</p>
(S) 昇降機設備	<p>ア) 運搬方法、障がい者等の移動に留意し、必要と考えられる台数を提案すること。</p> <p>イ) 観客席・競技エリアから外部に通行する際に利用する昇降機はストレッチャー対応とすること。</p>
(T) トイレ	<p>ア) トイレは大会や各種イベントの開催時にも円滑に利用できるよう、適切な場所・器具数を設置すること。各種衛生設備の選定にあたり、災害時等、停電時の使用を想定し計画すること。</p> <p>イ) 照明の人感センサーを設置すること。</p> <p>ウ) 洗面器はカウンター型とすること</p> <p>エ) 大便器は温水洗浄式暖房便座を設置すること。また、停電時には、手動でも排水が可能なものとすること。</p> <p>オ) バリアフリートイレは、多様な利用者（車いす使用者、オストメイト、高齢者、要介助者、乳幼児連れなど）に対応した設備を設ける他、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい器具を選定すること。</p> <p>カ) 器具数について、SHASE-S 206-2019に基づき、適切な便器数を設置すること。</p>
(U) 空調設備	<p>ア) 管理事務所にすべての空調機の制御を行うことができること</p>

項目	要求水準
(V) 雨水貯留槽	ア) 災害時、トイレの洗浄水として使用できるよう計画すること。
(W) その他	<p>ア) スタジアムは有事の際にはヘリコプター離着陸場として活用し、物資集積配送や救援活動の拠点として機能するよう、計画すること。</p> <p>イ) 災害時に臨時ヘリポートとして利用できるよう、62m角の空地を「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」（以下、「航空局基準書」という。）に基づき確保し、照明柱等がヘリコプターの進入区域の支障とならないよう考慮すること。</p> <p>ウ) 兵庫県のヘリコプター臨時着陸場適地に最大対応機種「川崎CH-47J」として指定可能な仕様となるよう、航空局基準書等の条件を遵守すること。</p> <p>エ) 災害時にスタジアムを支援拠点（物資保管・荷捌きに利用）及び臨時ヘリポート等として利用することを想定し、災害対策用車両の進入経路を確保すること。 ※幅2.5m高さ3.8mの車両が通行できるように計画すること</p> <p>オ) 競技エリア内に物資搬入を想定し10トントラック等の出入口を2カ所設けること。</p> <p>カ) 救急車、消防車等の緊急車両が、競技エリア内に直接アクセス可能な構造とすること。</p> <p>キ) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導すること。</p> <p>ク) スタジアム東側の外構にスタジアム利用を想定した観光バス3台（内1台は一時停車）及び動物園利用の大型バス5台程度を想定した舗装部分を設けること。（動物園利用の大型バス5台については本市と協議の上、多目的広場に設けることも可とする） また、駐輪場を20台設けるとともに、シーンに合わせて臨時的駐輪スペースも想定し、舗装部分を設けること。</p> <p>ケ) 市道野崎線の歩道環境（幅員等）の改善をすること。</p>

④ 登山研修所

項目	要求水準
(A) 方針・意匠	<p>ア) 登山研修所は、登山の健全な普及・発展、安全登山の啓を目的とし、登山技術の研究と研修、スポーツライミングの競技力向上を図るための施設として、今回の再整備で更新することとし、より多くの市民に利用してもらえる施設を目指すこととする。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、建物の高さやデザイン等（外装材、壁面緑化や周辺の植樹、セットバック等）に配慮した計画とすること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 既存登山研修所の解体は新登山研修所への移転後に行うものとする。（移転期間として1ヶ月を見込むこと）</p> <p>エ) 「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること。 ・構造体安全性：Ⅱ類 ・建築非構造部材耐震安全性能：B類</p>

項目	要求水準
	<p>・建築設備の耐震：乙類</p> <p>オ) ZEB Oriented 相当以上とする。 (BEI (再生可能エネルギーによる削減量を含めない) ≤ 0.6)</p> <p>カ) 大学への敷地売却に伴うインフラ (給排水、ガス、電気) の振替は本市で行う。(別途工事)</p>
(B) 仕様等	<p>ア) 人工岩場やスポーツクライミングウォールを併設するなど、既存の登山研修所の機能を確保すること。</p> <p>イ) ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。</p> <p>ウ) 研修所建物の階数は4階を限度とし、延床面積 600 m²以上を確保すること。</p> <p>エ) 設計にあたっては、競技団体の意見を踏まえて決定することとする。</p> <p>オ) 研修所建物に以下の諸室を確保すること。また利用のしやすさを考慮した配置とすること。 玄関ロビー／図書閲覧室 (玄関ロビーと共用でも可)／事務室／ボルダールーム／更衣室／集会室：大・中・小／倉庫 (事務所及びボルダールーム、集会室 (大) の備品収納)／書庫 (閉架式書棚を含む)／給湯室</p> <p>カ) ボルダールームには、ボルダー競技用のウォールを設置すること。 (ボルダー競技用のウォール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォールの高さは 4.0m (マット厚さを含む) とし、ウォール上端から天井までのクリアランスを 1.0～1.5m 確保すること。 ・ウォール用パネルは木製合板 (厚さ 18mm 以上) を使用し、表面は塗装仕様とすること。 ・ウォールの上端はホールドとして使用できる形状とすること。 ・マット (厚さ 30cm 以上) を備え付けること。 ・ホールドは 1 m²あたり 10 個を目安に備え付けること。 ・照明は、クライミングの妨げにならないように配置すること。 ・ウォール用パネルとホールドについては、強度及び安全性を考慮して、CEN (欧州標準化委員会) で承認された EN 基準 (ヨーロッパ標準規格) を満たす製品を使用すること。 ・その他の仕様については、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が規定する「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定」及び「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準」を参照し、競技団体と協議すること。 <p>(ボルダールーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォールの反対側には、施設管理者が室外からウォールが見えるように広めのガラス面を設置することが望ましい。ガラス面は反射が少ない素材を選定すること。 ・ウォール裏側に点検スペースを確保し、点検口を設置すること。また、ウォール裏側を照らせる照明とスイッチを設置すること。 ・競技や練習の際、ボルダールーム室内はチョーク等の粉末で充満するため、排気の仕様 (フィルター等) に留意すること。 ・ボルダールームは、屋外で実施するリード競技のアイソレーション・ゾーンとしての活用も可能とし、屋外のリード競技用のウォールが見えない位置に配置すること。 <p>キ) 屋上には、安全柵を設けること。また、「みんなの広場」から屋上へ</p>

項目	要求水準
	<p>立ち入ることができないようにすること。(エレベーターへの動線は除く)</p> <p>ク) エレベーターは、「みんなの広場」から南側への動線としても活用できるように屋外からの利用も可能なものとする。また、13～15人乗りとし、福祉対応とすること。</p> <p>ケ) 研修所の屋外に、以下の整備を行うこと。なお、夜間の使用が可能なように、施設毎に(リード競技用のウォールの場合はルート毎に)照らすことができる照明を設置すること。</p> <p>(人工岩場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模：高さ18m×幅10m程度、傾斜約70° ・コンクリート壁または耐候性のあるFRP製の擬岩壁とすること。 ・中間確保広場を確保すること。 ・縦横約1m間隔で確保支点を設置すること。 ・最上部には約3m幅の確保エリアを設け、高さ約1.5mの位置に確保支点を設置すること。 ・最上部のコーナーにはクライミングロープの摩耗を防ぐ措置を講じること。 ・屋外に終了点から地上までの安全な下降路(階段等)を確保すること。 ・人工岩場の壁から5m幅のスペースについては、ゴムチップ舗装等、登攀者の衝撃緩和、確保者のスリップ防止に配慮した舗装とすること。 ・具体的な形状や確保支点の位置などその他の仕様については、競技団体と協議すること。 <p>(リード競技用のウォール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模：高さ12m(ルートの長さ15m)、幅8m、平均傾斜115～120° ・ウォール用パネルは耐候性のあるFRP製のフラットパネルとすること。 ・ウォールは地面から20cm上から設置すること。 ・中間支点はウォール最下部から3mを起点とし、上部に向かって縦横1m間隔に設置すること。 ・ウォール最上部には横方向に1mごとに終了点を設置すること。 ・ホールドは1㎡あたり10個を目安に備え付けること。なお、競技においては同内容のルートを設定するため、同形状のホールドを2個以上とすること。 ・ウォールには、屋根等を設置し、ウォールの表面及び背面が雨水に濡れないようにすること。 ・ウォールの上部に登れるはしごまたは階段を設けるとともに、安全を確保できるステージを設けること。 ・ビレイスペースは、安全対策としてウォールから10m以上設けること。ウォールの下は登攀者の確保スペースとなるため、地面は勾配、段差のない形とすること。また、舗装はゴムチップ舗装等、登攀者の衝撃緩和、確保者のスリップ防止に配慮した素材とすること。 ・施設点検・補修のために、ウォール上部や背面への経路を確保すること。

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォール用パネルとホールドについては、強度及び安全性を考慮して、CEN（欧州標準化委員会）で承認された EN 基準（ヨーロッパ標準規格）を満たす製品を使用すること。 ・その他の仕様については、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が規定する「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定」及び「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準」を参照し、競技団体と協議すること。 <p>(落下試験・確保訓練棟)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模：高さ 17m、6 m 角（H 形鋼） ・100kg 程度の錘を引き上げるウインチの支持金物（容易に外れないフック等）を設けること。 ・1 トン程度の衝撃荷重に耐えられる落下物支持支点を設けること。 ・落下物支持支点まで登れる階段を設けること。 ・「6 m 角の内側スペース」及び「6 m 角四辺のうち一辺から 5 m 幅のスペース」については、ゴムチップ舗装等、確保者のスリップ防止に配慮した舗装とすること。 <p>コ) 上記の屋外施設周辺は、排水に留意して全面的に舗装を行うこと。</p> <p>サ) 上記の屋外施設周辺に一般の出入りができないように、フェンス等を設けること。なお、関係者やメンテナンス用の高所作業車が出入りできる動線を確保すること。</p> <p>シ) 屋外でも電気を使用できるように、施設外側にも電源を設けること。</p> <p>ス) 散水栓を屋上及び屋外に設けること。</p> <p>セ) その他、登山研修所入り口付近に、車両転回及び管理用車両の駐車スペースを確保すること。</p>
(C) トイレ	<p>ア) 男女別トイレ及びバリアフリートイレ（1 か所）を確保すること。</p> <p>イ) 洗浄便座等の設備を設置すること。照明の人感センサーを設置すること。</p> <p>ウ) 大便器は温水洗浄式暖房便座を設置すること。また、停電時には、手動でも排水が可能なものとする。</p> <p>エ) バリアフリートイレは、多様な利用者（車いす使用者、高齢者、要介助者、乳幼児連れなど）に対応した設備を設ける他、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい器具を選定すること。</p> <p>オ) 器具数について、SHASE-S 206-2019に基づき、適切な便器数を設置すること。</p>
(D) 空調設備	<p>ア) 管理事務所にてすべての空調機の制御を行うことができること。</p>
(E) 昇降機設備	<p>ア) 「みんなの広場」から公園利用者も南側への動線としても活用できるように動線と停止階制御を計画すること。</p> <p>イ) 「みんなの広場」から公園利用者と登山研修所利用者の利用時間帯が異なるため、停止階制御運用に合わせて組み込むこと。</p>
(F) 諸設備	<p>ア) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示し、誘導すること。</p>

⑤ 立体駐車場

項目		要求水準
(A) 共通	①方針等	<p>ア) 自走式立体駐車場とし、普通自動車は500台以上駐車可能とする。また、普通自動車駐車枠の一部分に大型バス20台を代わりに駐車できることが可能な構造とすること。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、屋上テニスコート部分も含めて建物の高さやデザイン等（視線の抜けや壁面の分節、外装材、壁面緑化、周辺の植樹、セットバック等）に配慮した計画とすること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 原則、北棟と南棟を各階で接続し、人の移動を可能とすること。</p> <p>エ) 立体駐車場は2棟構成を基本とするが、1棟構成の提案も可とする。</p>
	②機能	<p>ア) 消防設備、換気、照明等駐車場施設として必要な設備を整備すること。</p> <p>イ) 各棟に昇降機設備を配置すること。</p> <p>ウ) 電気自動車充電設備を2台設置し、充電ケーブル付きの製品とすること。</p> <p>エ) タイヤのスキール音など騒音を抑える対策を実施すること。</p> <p>オ) 車両は、公園南東側に新設する駐車場アクセス園路から駐車場建物に進入することとし、出庫は各棟西側のシンボルプロムナード側より出る計画とすること。</p> <p>カ) 入場ゲート、精算機、入出庫管理システム等の設備については、別途手配とする。電源、通信用の空配管を設置すること。</p> <p>キ) 車いす用の駐車マスは、北棟・南棟合計で駐車台数の1%＋2台以上確保すること。</p> <p>ク) 車の出庫口及び人の出入口は、西側のシンボルプロムナード沿いに設置すること。</p> <p>ケ) 夜間、人の侵入が出来無いよう入出場ゲート・歩行者用出入口以外の1階部分は人の出入りを防止する措置を講じること。</p> <p>コ) 入出場ゲートに電動シャッターを設けること。</p> <p>サ) 歩行者用出入口に鍵付き扉を設けること。</p>
	③駐車マス	<p>ア) 普通車 : 幅2.5m以上×奥行5.0m以上</p> <p>イ) 車いす用 : 幅3.5m以上×奥行5.0m以上</p> <p>ウ) 大型バス : 幅3.3m以上×奥行13m以上</p>
	④車路幅員	<p>ア) 対面通行 : 5.5m以上</p> <p>イ) 一方通行 : 3.5m以上</p> <p>ウ) 大型バス : 車室に面する場合11.5m以上</p> <p>エ) 大型バス : 車室に面していない場合(一方通行)6.0m以上</p>
	⑤高さ	<p>ア) 普通車車路 : 2.3m以上</p> <p>イ) 普通車車室 : 2.1m以上</p>

項目		要求水準
		ウ) 大型バス車路：4.1m以上 エ) 大型バス車室：3.9m以上
	⑥緑化	ア) 外壁外側は本体建物の維持管理を考慮した上で、壁面緑化を計画すること。 イ) 壁面緑化は必要に応じて灌水設備を設置すること。 ウ) 壁面緑化については維持管理に配慮すること。
	⑦外構	ア) 建築物の圧迫感を軽減すると共に、景観に配慮し、建築物周辺に高木を植樹すること。
	⑧車両管制	ア) ループコイルないしは他の車両検知装置を導入し、満車・空車表示を行うことが出来るようにすること。 イ) 各階、エリアあるいは各車室での満車・空車表示は事業者の提案によるものとする。 ウ) 駐車場料金収受システム（別途手配）と接続できること。 エ) 駐車場料金収受システムの為の空配管を各所に準備すること。
	⑨トイレ	ア) 建物1階に男子小4基、大1基、女子3基の穴数を最低基準として整備するほか、各階にバリアフリースイートを1基設置すること。 イ) 1階トイレは公園利用者も利用出来るようにすること。 ウ) バリアフリースイートにはユニバーサルシートを設置すること。 エ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。
	⑩諸室等	ア) 管理事務所 ・1階出入口付近に管理事務所を配置し、駐車場管制システムの監視盤等を設置できる空間を確保すること。 イ) 保管倉庫 ・倉庫を確保すること。なお、通常時は駐車場管理員の更衣室として利用できるようにすること。 ウ) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導すること。
(B) 北棟	①駐車場棟	ア) 階層は4階程度とすること。 イ) 屋上は駐車場利用とすること。 ※国土交通大臣認定駐車場（一般認定）を想定しているが、在来工法による一般建築の駐車場とすることも可とする。
(C) 南棟	①駐車場棟	ア) 階層は3階程度とすること。 イ) 屋上にテニスコート2面を整備すること。 ウ) 南棟1階は平日の大型バス（20台以上）、土日祝日の一般車両利用とした運用が可能な構造とすること。 エ) 1階に設置する大型バス駐車枠、一般車両駐車枠は日によって切り替えることになるが、利用者に分かりやすい駐車枠表示となるよう、表示灯の設置等、明示や工夫を行うこと。 オ) 屋上はテニス利用など一般利用があるため、1.5m以上の壁や柵など転落防止策を講じること。
	②テニスコート	ア) コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗床程度を想定する。

項目	要求水準
	<p>イ) ベンチが併設された日除けを2か所設置(2m×3m×高さ2.3m以上)し、適宜休憩できるプレー環境とすること。</p> <p>ウ) その他以下の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温対策のミスト整備(ドライ・ミスト噴霧) ・防球ネット整備(高さ10m程度(最低8m以上)、上部も全て覆うもの) ・照明機器整備(日没後にも利用者が安全に屋上階から退場できるよう計画すること) <p>エ) 屋上に屋外用手洗い場(蛇口は3か所程度)を設けること。</p>
③電気設備	<p>ア) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>イ) 変電設備は屋内閉鎖式とし、保守、増設スペース等を確保すること</p> <p>ウ) オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること</p>

⑥ その他

ア 市道阪急沿線

項目	要求水準
(A)機能	<p>ア) 駐車場アクセス園路に接続する路線としてゆとりある道路空間を創出するため、市道阪急沿線の一部を北側(公園側)に拡幅するものとし、整備範囲は既存中央線より北側とすること。対象は参考資料1「施設別検討図」に示す範囲とする。</p> <p>イ) 王子公園との道路境界は現状より北側に3.0m平行移動する予定であることを踏まえた設計とすること。</p> <p>ウ) 道路の断面構成は、既存本路線の中心から北側に車道幅員を3.0m、路肩を1.5m確保すること。</p> <p>エ) 歩道幅員は必要車道幅員を確保した後、十分な空間を確保すること。</p>
(B)車道	<p>ア) 拡幅部以外については、表層部の打替えを行うものとする。</p> <p>イ) 拡幅部については、現在の舗装構成と同等のものとする。</p>
(C)歩道	<p>ア) 既設歩道及び拡幅歩道部の舗装は透水性インターロッキング舗装工とすること。</p> <p>イ) 舗装構成は、「神戸市標準構造図集(土木一般工事)」に示す歩道舗装工(インターロッキング舗装工) - 透水一般部とすること。</p> <p>ウ) 神戸市バリアフリー道路整備マニュアルに従い、視覚障害者誘導ブロック等を設置すること。</p>
(D)乗入れ部	<p>ア) 舗装は透水性インターロッキング舗装工とすること。</p> <p>イ) 舗装構成は、「神戸市標準構造図集(土木一般工事)」に示す歩道舗装工(インターロッキング舗装工) - 透水乗入れ部(区分②-2)とすること。</p>
(E)道路付属物・道路占用物件	<p>ア) 街灯及び以下の道路占用物件は、本事業以外で移設等を実施するが、事業者は工程調整等に協力すること。電柱については、本路線において電線共同溝を計画しているため、電線共同溝工事との工</p>

項目	要求水準
	<p>程調整等に協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「阪急王子公園北」バス停留所（王子公園側のみ移設対象） ・電柱 ・信号 <p>イ) 参考資料1「施設別検討図」に示す範囲において、既設の横断歩道が設置されている部分以外は、必要に応じて乱横断防止柵を設置すること。</p>

イ 天城橋・中原橋

項目	要求水準
(A) 用途	<p>ア) 既存の車道橋、側道橋を撤去し、架けかえを行うこと。</p> <p>イ) 現況の添架管は別途工事で移設・撤去するため、調整等が生じた場合は対応すること。現在の想定は以下の通りとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">中原橋) 本市で撤去（完成後は添架管なし）</p> <p style="padding-left: 2em;">天城橋) 水道配水管は本市で移設</p> <p>ウ) 施工は非出水期とする。なお、2橋同時に施工する場合は、天城橋上流側から中原橋下流側に仮設水路を設けること。</p> <p>エ) 天城橋は大型バスの運行も考慮すること。</p> <p>オ) 中原橋の架け替えは、駐車場アクセス園路の施工期間と可能な限りあわせること。</p>
(B) 仕様	<p>ア) 橋梁形式については、コスト、メンテナンスに優れたものを比較検討すること。検討するにあたっては、門型カルバートもよいものとし、その場合、線形を変更しても構わない</p> <p>イ) 架設する河川断面は、参考資料2「天城橋・中原橋河川断面」を参考とすること。</p> <p>ウ) 幅員は現況以上を確保すること。</p> <p>エ) 設計荷重はA活荷重とすること。</p>

第3 各業務に関する事項

1 設計に係る業務

(1) 業務期間

設計業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は設計業務責任者を配置し、設計業務計画書と合わせて設計着手前に本市に通知すること。
- ・業務実施にあたり、建築管理技術者、土木管理技術者、建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者、公園設計担当者、道路設計担当者の配置を必須とし、その他の担当者の配置は任意とする。なお、管理技術者と各担当者の兼務、類似分野内での担当者の兼務も可とする。

類似分野	兼務可能な技術（担当）者 (項目内での技術（担当）者の兼務を可とする。)
管理技術	建築管理技術者、土木管理技術者
建築	建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者
設備	電気設備設計担当者、機械設備設計担当者
土木	公園設計担当者、道路設計担当者

(3) 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に、入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「設計業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。

- (ア) 設計業務実施体制表
- (イ) 設計業務工程表（詳細工程を含む）
- (ウ) 設計業務責任者届（経歴書添付）
- (エ) 管理技術者・担当者届
- (オ) 協力技術者届
- (カ) 設計業務着手届
- (キ) 総合工程表
- (ク) 事業者提案実施計画書
- (ケ) 要求水準等確認計画書

(4) 報告事項

項目	内容
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・基本設計終了時及び実施設計終了時に付属資料9「成果物一覧」に示す書類を提出すること。本市は、内容を検査・確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。・提出図書の体裁・部数については、別途、本市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準」によるものとする。
業務報告書	設計業務については、以下の報告書等を提出すること。 (ア) 年次業務報告書 (イ) 要求水準等確認報告書 (ウ) 設計業務完了届

(5) 各業務の要求水準

① 事前調査業務

- ・事業者は、本施設を整備するために必要な設計を行う。設計に伴い必要な調査は、事業者の判断により、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容を関係法令に基づいて、実施すること。
- ・なお、本市が実施した、付属資料7「敷地の測量調査結果」及び付属資料8「敷地の地質調査結果」の内容を確認し必要に応じて利用すること。また、事業者が必要とする場合は追加の測量及び地質調査を行うこと。事業者が本市の協力を必要とする場合、本市は資料提供、その他について協力する。

② 各種申請及び関連業務

- ・設計・建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。各種許認可等の写しを本市に提出すること。
- ・各種申請については、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障が無いよう、適切な時期に実施すること。各種申請を行う際には、事前に本市に説明を行い、確認を受けることとし、建築確認済証等の各種承認の取得時には、本市にその旨報告を行うこと。
- ・本業務については、神戸市都市景観条例に基づく景観アドバイザー専門部会、公共空間デザインアドバイザー専門部会など本市が指定する有識者等によるデザインや植栽に関する調整の場へ付議し、その意見を反映するものとする。対象とする専門部会等の詳細は、契約後に本市と協議の上、決定することとする。

③ 設計業務及び関連業務の要求水準

①	事業者は、事業契約締結後、事業契約書、要求水準書及び提案書に基づいて、本施設の設計業務を実施すること。
---	---

②	設計業務の工程計画の作成にあたっては、事業者において行うべき許認可取得のスケジュールを十分に考慮すること。また、本市との協議及び本市の承諾期間を見込むこと。
③	事業者は、「設計業務計画書」に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。
④	事業者は、設計の進捗に関して、定期的に本市と打合せを行うこと。
⑤	打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に模型、パース等を用意すること。
⑥	事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を本市に提出し、承諾を受けること。
⑦	事業者の提出する「基本設計図書」及び「実施設計図書」の内容については、付属資料9「成果物一覧」のとおりとする。
⑧	事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、これらの手続きについて、本市に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。
⑨	本市は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。
⑩	基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行い、請負代金内訳書を作成し本市に提出すること。

④ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を本市へ提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合している事の確認を受けること。
- ・設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類等)、確認時期(設計図書の作成時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ・基本設計完了時、確認申請前、実施設計完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定しない事項がある場合は、「施工時に対応予定」である旨を要求水準等確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて本市の確認を受けること。

⑤ その他設計に関する業務

- ・事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

(6) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、設計業務責任者を通じて行う。この場合、設計業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。

- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、設計業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

2 建設等に係る業務

(1) 業務期間

建設業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は、建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園、道路等の専門別の監理技術者及び主任技術者を配置すること。また、建築工事より主任技術者及び現場代理人を建設業務責任者として配置すること。なお、建設業務における主任技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- ・業務実施体制について、業務の開始前に本市の承諾を受けること。監理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ・監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、法令に基づき、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

(3) 建設業務計画書

事業者は、工事着手までに、施工業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ「建設業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。

- (ア) 工事实施体制表
- (イ) 工事着手届
- (ウ) 現場代理人及び管理技術者届
- (エ) 工事記録写真撮影計画書
- (カ) 仮設計画書
- (キ) 総合工程表
- (ク) 詳細工程表
- (ケ) 主要機器一覧表
- (コ) 下請け業者一覧表
- (サ) 施工体制台帳写し

(4) 報告事項

項目	内容
必要書類	事業者は、建設期間中に以下の書類を作成し、本市が提出を要求した場合は速やかに提出するとともに、必要な説明を行うこと。 <ul style="list-style-type: none">・機器承諾書・主要機材一覧表・工事工程表・工事報告書・残土処分計画書／実施書・産業廃棄物処分計画書／実施書・再資源利用（促進）計画書／実施書・生コン配合計画書・各種試験結果報告書・各種出荷証明書・マニフェスト・その他工事施工に必要な届出等
完成図書	事業者は、付属資料9「成果物一覧」に示す完成図書を提出し確認を受けること。なお、本建設工事で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成し提出すること。また、これら図書の保管場所を新施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、本市の指示に従うところとする。
業務報告書	建設工事については、以下の報告書を提出すること。 <ul style="list-style-type: none">(ア) 月次業務報告書(イ) 四半期次業務報告書(ウ) 年次業務報告書(エ) 要求水準等確認報告書

(5) 長期修繕計画書

- ・事業者は、本施設の「長期修繕計画書」を作成し、「設計業務責任者」が内容を確認の上、各施設が供用開始する2ヶ月前までに本市に提出し、承認を受けること。
- ・「長期修繕計画書」の作成にあたっては、施設引渡し後30年の修繕・更新計画を策定すること。
- ・修繕・更新周期並びに金額の基準は「建築物のライフサイクルコスト」（一般財団法人建築保全センター発行）とすること。

(6) 各業務の要求水準

① 各種申請及び関連業務

- ・設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
- ・建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に実施すること。
- ・段階的な整備計画等により仮使用申請が必要な場合は、事業者にて対応すること。

- ・申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。

② 解体・撤去工事業務

①	解体・撤去にあたり必要と考えられる調査を事業者の責任において、必要な時期に実施すること。各調査においては、法令や各種基準に則り、適切な方法で行うこと。また、必要に応じて、周辺建物及び構造物等の家屋調査（事前・事後）を行うこと。事業者が本市の協力を必要とする場合、本市は資料提供、その他について協力する。
②	建築整備施設及び公園整備施設の整備にあたり、必要となる既存施設及び外構の解体・撤去を行うこと。杭及び地下構造物については、全て撤去するものとする。事業範囲内の埋設配管及び柵等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
③	既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を本市へ提出し、確認を受けること。
④	事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障が無いように事業者の責任において実施すること。
⑤	事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに本市に通知すること。
⑥	解体・撤去にあたっては、王子公園内の他施設及び周辺公共施設の利用に配慮した安全対策を十分に行うこと。
⑦	事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
⑧	事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこととし、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本市に報告すること。
⑨	本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに本市へ報告し、その対応を協議するものとする。
⑩	本工事にあたり、王子公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺的美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、完成予想図や整備状況、王子公園等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
⑪	解体・撤去する廃材、発生する建設副産物については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により適切に処分を行うこと。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で本市に報告すること。
⑫	PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について調査を行い、ある場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、本市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理・保管方法について提案を行うこと。なお、処理・保管にかかる費用について、付属資料6「現況施設一覧及び施設図面」から、合理的に想定される誤差の範囲を超えたものがある場合は、別途協議の上、本市が負担する。
⑬	撤去予定の「天城橋」については、一部、PCB塗料が使用されているため、解体・撤去にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、本市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理を行うこと。
⑭	アスベストについては、本市による予備調査結果（付属資料18「アスベスト予備調査結果」）を参考に、事業者にて事前調査を実施して、関係法令及び法令適用

	基準等に定められた方法により、適切に処分を行うこと。 事業開始以降に、新たに対応が必要となる吹付けアスベスト（レベル1：飛散性が著しく高いもの）が発見された場合には、別途本市との協議とする（飛散性が著しく高いアスベスト含有建材以外については事業者の負担にて処理を行うものとする。）。
⑮	事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。 また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
⑯	施工にあたって、遮音シートの設置や低騒音型重機の使用及び音を出す作業への配慮、低振動型重機の使用、施工時間帯等、騒音・振動への対策を行い、周辺住民のみならず、動物園で飼育される各種動物への影響に配慮した計画とすること。
⑰	週間工程については、事前に動物園に提出すること。工事中に騒音等により、飼育される動物が予想外の挙動を起こした場合に、一時中断する等、適切な対応がとれるよう、本市、動物園との連絡体制を構築すること。
⑱	整備期間中にも動物園の施設運営が行われるため、立体駐車場が供用されるまでの間は、現況駐車場部分の占有を認めない。ただし、施工上北側からの工事進入がやむを得ないと判断される場合は、本市と協議した上で、最低限の占有とすること。
⑲	駐車場や王子公園駅から動物園ゲートまでの来園者動線は常に確保するものとし、安全で円滑な運用が可能な幅員を確保すること。来場者が多く見込まれる場合は、必要に応じて警備員等をたてるなど、安全性に留意した計画とすること。
⑳	その他、施工等に関する詳細については、その都度、本市並びに動物園等の関係各課との協議及び指導を仰ぐものとする。

③ 土木・建設工事業務

本項記載の土木・建設工事に係る詳細及び定めのない事項については、「神戸市土木請負工事共通仕様書」に準拠するものとして計画することとする。

ア 土木・建設業務

①	業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「建設業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
②	事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
③	事業者は、業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに本市に通知すること。
④	事業者は、着工に先立ち、近隣施設に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
⑤	各施設の基本設計及び実施設計完了時や着工前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画など）について、近隣住民等への説明会を開催すること。工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
⑥	事業者は、近隣施設及び近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事車両の搬出入経路、騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工

	事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて工事説明を適宜実施すること。
⑦	事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
⑧	事業者は、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本市に報告すること。
⑨	事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分、高所等の仮設足場等が撤去される時期について、事前にその内容及び実施時期を本市に通知すること。本市は当該検査又は試験に立会うことが出来るものとする。
⑩	事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
⑪	事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
⑫	本市は、事業者が行う工程会議に立会うことが出来るとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことが出来るものとする。
⑬	事業者は、工事期間中、本市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、本市に提出すること。
⑭	事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
⑮	事業者は、本市の監査等に係わる検査等の資料作成等に協力すること。
⑯	建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で本市に報告すること。
⑰	本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに本市へ報告し、その対応を協議するものとする。
⑱	本工事にあたり、王子公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、完成予想図や整備状況、王子公園等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
⑲	事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
⑳	工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、本市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。
㉑	施工にあたって、遮音シートの設置や低騒音型重機の使用及び音を出す作業への配慮、低振動型重機の使用、施工時間帯等、騒音・振動への対策を行い、周辺住民のみならず、動物園で飼育される各種動物への影響に特段の配慮をした計画とすること。
㉒	週間工程については、事前に動物園に提出すること。工事中に騒音等により、飼育される動物が予想外の挙動を起こした場合に、一時中断する等、適切な対応がとれるよう、本市、動物園との連絡体制を構築すること。
㉓	整備期間中にも動物園の施設運営が行われるため、立体駐車場が供用されるまでの間は、現況駐車場部分の占用を認めない。ただし、施工上北側からの工事進入がやむを得ないと判断される場合は、本市と協議した上で、最低限の占用とすること。
㉔	駐車場や王子公園駅から動物園ゲートまでの来園者動線は常に確保するものとし、安全で円滑な運用が可能な幅員を確保すること。来場者が多く見込まれる場合は、必要に応じて警備員等をたてるなど、安全性に留意した計画とする

	こと。
㉔	その他、施工等に関する詳細については、その都度、本市並びに動物園等の関係各課との協議及び指導を仰ぐものとする。

イ 中間検査業務

①	事業者は、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
②	基礎、構造躯体、隠蔽される部分等、十分に検査を行うこと。
③	事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に本市に報告し、調整を経て確認を受けること。
④	事業者は、本市に対して、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

ウ シックハウス対策における検査業務

①	事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」により、本施設の対象室における屋内空气中化学物質濃度測定を実施し、その結果を本市に報告すること。なお、事業者が購入する備品についても、搬入後に同様に行うこと。
②	測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、本市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

エ 完成検査業務

①	事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は事前に本市に通知すること。
②	事業者は、本市に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
③	本市は、事業者による完了検査報告を受けた後、本市自らによる完成検査を行う。事業者は、本市による完成検査に立会い、協力をする事。
④	本市による完成検査について、事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、本市がこれらの内容を決定するものとする。
⑤	事業者は、本市が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
⑥	事業者は、本市による完成検査後、本市から完成確認通知を受けるものとする。
⑦	事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

オ 完成図書作成業務

①	事業者の提出する「完成図書」の内容については、付属資料9「成果物一覧」のとおりとする。
---	---

カ 施設の引渡し業務

①	事業者は、本市に建設業務の完了にかかる「業務完了届」を提出後、7日以内に本市から建設業務の完了を証する「業務完了通知書」を受領した後、引渡し
---	--

	<p>予定日までに本施設の所有権を本市に移転する手続きを行い、本施設を本市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に本市に対して設備等の操作説明等を行うこと。</p>
--	---

④ 備品等の調達及び設置業務

①	<p>事業者は、本施設に必要な什器・備品について、引渡しの日までに調達及び設置を付属資料 10「什器・備品リスト」を参照として行うこと。設置に際しては、事前に本市とのスケジュール調整を行うこと。</p>
②	<p>設置した備品について、「什器備品台帳」を作成して本市に提出すること。什器備品台帳に記載した備品に対して本市が用意する備品標示シールを什器備品に貼り付けること。</p>
③	<p>什器備品の設置にあたっては付属資料11「諸室リスト」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。</p>
④	<p>備品の所有権は本市に帰属するものとする。価格、耐用年数、使用頻度、契約内容面から、本市が適切と認めるものはリース等によることができる。</p>
⑤	<p>備品の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、本市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、本市の承認を得ること。</p>
⑥	<p>備品リストに提示していない備品は事業者の提案によるものとするが、提案による備品についても本市の所有物とすることを原則とし、備品台帳を作成して本市に提出すること。</p>
⑦	<p>付属資料 10「什器・備品リスト」の表中に示されている備品の他、事業者の提案に応じて、本市との協議の基、備品の性能や数量について決定すること。</p>
⑧	<p>調達する備品類が適切に配置できるように各部屋のレイアウトを検討すること。</p>
⑨	<p>移設する備品等は現時点での想定であるので、本市からの追加にも必要に応じて対応すること。</p>
⑩	<p>事業者が調達する備品と旧管理事業者から設置する備品については、本市との協議のもと、設置時期を決め開所に遅れがないようにすること。</p>

⑤ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、建設業務着手前に建設工事に関する工程表及び業務計画書を本市へ提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- ・建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期(計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ・建設業務完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

⑥ その他建設に関する業務

- ・事業者は、建設等業務において、その他必要であると考えられる業務を実施すること。

(7) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、建設業務責任者を通じて行う。この場合、建設業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、建設業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

3 工事監理に係る業務

(1) 業務期間

工事監理業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な工事監理業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は工事監理業務責任者を配置し、工事監理業務計画書と合わせて工事監理着手前に本市に通知すること。
- ・業務実施にあたり、建築管理技術者、土木管理技術者、建築意匠担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者、公園担当技術者、道路担当技術者の配置を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。なお、管理技術者と各担当者の兼務、類似分野内での担当者の兼務も可とする。

類似分野	兼務可能な技術者（項目内での技術者の兼務を可とする。）
管理技術	建築管理技術者、土木管理技術者
建築	建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者
設備	電気設備担当技術者、機械設備担当技術者
土木	公園担当技術者、道路担当技術者

(3) 報告事項

項目	内容
工事監理業務計画書	事業者は、工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表を含む「工事監理業務計画書」を作成し、本市の承諾を受けること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。 (ア) 工事監理業務実施体制表

	(イ) 工事監理者選任届 (経歴書添付) (ウ) 工事監理業務着手届 (エ) 詳細工程表 (オ) 業務計画 (工事監理主旨書)
業務報告書	工事監理業務については、以下の報告書を提出すること。 (ア) 月次業務報告書 (イ) 四半期次業務報告書 (ウ) 年次業務報告書 (エ) 工事監理業務完了届

(4) 各業務の要求水準

① 各種申請及び関連業務

- ・事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月1回以上）に本市に報告すること。また、本市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。
- ・本市への完了検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

② 工事監理業務

①	事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、本施設の工事に関して要求水準書及び実施設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行うこと。
②	工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「工事監理業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。事業者は、「工事監理業務計画書」に基づき、建築整備施設及び公園整備施設の工事監理を行うこと。
③	工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合建築監理業務委託契約約款」及び「神戸市土木工事監督技術基準（案）」に示されている業務とする。
④	事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的（毎月1回以上）に本市に報告すること。また、本市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。

③ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、工事監理業務の実施前に工事監理者が作成する業務計画書について、本市の要求に適合していることの確認を受けること。
- ・事業者は、定期報告する内容について、要求水準に適合していることの確認を受けること。

④ その他工事監理に関する業務

- ・事業者は、その他工事監理業務において、必要であると考えられる業務を実施すること。

(5) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、工事監理業務責任者を通じて行う。この場合、工事監理業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、工事監理業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。
- ・各施工段階における確認事項、確認方法、報告様式等については、事業契約後に本市と協議の上決定するものとする。